

福祉相談室つくし 重要事項説明書

(障害児相談支援事業所)

1. 事業者

名称	株式会社つくし工房
所在地	富山県富山市中沖150番地の3
電話番号	076-436-0911
代表者氏名	代表取締役 与島 秀則
設立年月	昭和63年10月3日

2. 事業所の概要

事業所の種類	障害児相談支援事業所 (指定相談支援事業所・平成20年12月1日指定)
事業の目的	利用者の委託を受けて、サービス利用計画の作成を支援し、適切な障害福祉サービスの提供を図る。
事業所の名称	「福祉相談室つくし」
事業所の所在地	富山県射水市中村135番地
電話番号	0766-52-3989
管理者氏名	荒谷 智子
事業所番号	1671900056
事業所の運営方針について	利用者の意思及び人権を尊重し、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう配慮しながら、常に相手の立場に立ったサービスの提供に努める。
開設年月	平成20年12月1日
事業所行う他の障害福祉サービス等	指定特定相談支援事業所 平成24年4月1日指定 指定一般相談支援事業 平成25年4月1日指定

3. 事業実施地域

射水市、富山市、高岡市

4. 営業時間

営業日	週 5 日（月～金曜日）
営業時間	午前 9 時～午後 5 時

5. 職員の体制

〈主な職員の配置状況〉

職種	常勤	非常勤
1. 管理者	1 名	
2. 相談支援専門員	1 名	1 名(兼務)

当事業所では、利用者に対して、指定相談支援を提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

6. 当事業所が提供するサービスと利用料金

（1）サービス内容

①サービス利用計画の作成

利用者のご家庭を訪問して、利用者的心身状況、その置かれている環境等を把握した上で、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下、「福祉サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、サービス利用計画を作成します。

〈サービス利用計画の作成の流れ〉

1	サービス内容等に関する情報提供	サービス利用計画の作成の開始にあたっては、利用者等によるサービスの選択に資するよう、地域の指定障害福祉サービス事業者等又は指定一般相談支援事業者に関するサービス内容、利用料等の情報を適正に提供します。
2	アセスメント	利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接を行い、利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等を把握します。これらの評価を通じて、利用者の希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握を行います。
3	サービス利用計画案の作成	把握された解決すべき課題等に対応するために、最も適切な福祉サービス等の組み合わせについて検討します。そして、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及び達成時期、福祉サービス

		等の種類等を記載したサービス利用計画案を作成します。
4	サービス利用計画案の説明・交付	サービス利用計画案の内容について、利用者及び家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得ます。また、サービス利用計画案を利用者等に交付します。
5	サービス担当者会議の開催	支給決定等が行われた後に、支給決定等を踏まえてサービス利用計画案の変更を行い、福祉サービス事業者等との連絡調整を行います。また、サービス担当者会議を開催し、サービス利用計画案の内容を説明し、福祉サービス等の担当者から専門的な意見を求めます。
6	利用者等への説明	サービス担当者会議を踏まえたサービス利用計画案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により同意を得ます。
7	サービス利用計画の交付	完成したサービス利用計画を利用者又はその家族、福祉サービス担当者に交付します。

<継続サービス利用支援>

モニタリング	利用者及びその家族、福祉サービス事業者等と継続的に連絡をとり、サービス利用計画の実施状況を把握します。また、市町村が決定したモニタリング期間ごとに利用者等との面接を行い、必要に応じてサービス等利用計画の変更、福祉サービス事業者等との連絡調整等を行います。また、新たな支給決定又は地域相談支援給付決定に係る申請の勧奨を行います。
サービス利用計画の変更	サービス利用計画を変更する際は、利用者の解決すべき課題の変化に留意しながら、原則として(1)1~3 及び 5~7 に規定された業務を行います。
入所施設等への紹介又は地域生活への移行に関する情報提供等の援助	利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が指定障害者支援施設等への入所や精神科病院への入院を希望する場合には、施設等への紹介等を行います。また、指定障害者支援施設等からの退所や精神科病院から退院しようとする利用者から計画相談支援の依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、障害福祉施設等と連携を図るとともに、必要な情報提供や助言等の援助を行います。

(2) 利用料金

サービス利用料金

利用者負担額は発生しません。※1

※1) 指定相談支援サービスに関する利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、市町村から介護給付費額を受領する場合（法定代理受領）は、ご利用者の自己負担はありません。

事業者が介護給付費額の代理受領を行わない場合は、法令に基づいて、計画相談支援給付費の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、利用者に「サービス提供証明書」を交付します。（「サービス提供証明書」と「領収書」を添えてお住まいの市町村に申請すると計画相談給付費が支給されます。

7. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う相談支援専門員

サービス提供時に、担当の相談支援専門員を決定します。担当の相談支援専門員が交替する場合は、予め利用者に説明するとともに、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮します。

利用者から特定の相談支援専門員を指名することはできませんが、相談支援専門員についてお気づきの点やご要望がありましたら、お客様相談窓口等にご遠慮なく相談ください。

(2) 市町村の支給決定内容等の確認

指定計画相談支援の提供に先立って、障害福祉サービス等の支給決定を受けている場合は、受給者証をご提示いただき、指定計画相談支援の対象者であること、継続サービス利用支援のモニタリング期間、障害福祉サービス等の支給量・支給内容等を確認させていただきます。受給者証の住所、支給内容に変更があった場合は速やかに事業者にお知らせください。

8. 利用者の記録や情報の管理、開示について

本事業所では、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。（開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。）保存期間は、指定相談支援サービスを提供した日から5年間です。

※ 本事業所における記録の項目は次のとおりです。

- (1) サービス利用計画
- (2) アセスメントの記録
- (3) サービス担当者会議等の記録
- (4) モニタリング結果の記録
- (5) 利用者の障害の状態ならびに給付等の受給状況について、厚生労働省令で義務付けられた市町村への通知事項
- (6) 利用者からの苦情の内容等の記録
- (7) 事故の状況及び事故に際しての対応の記録

閲覧・複写の受付	9：30～17：00
----------	------------

9. 苦情等の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談

○苦情受付窓口 管理者 ほか

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 9：00～17：00

○苦情解決責任者 管理者 荒谷 智子

平成 年 月 日

指定特定相談支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

管理者名 荒谷 智子

説明者職名 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定特定相談支援サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所

氏名 _____ 印

※上記の内容について「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年3月31日厚生労働省令第28号）」第5条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。